2025年8月21日(木)

COTA



コタ株式会社 株主優待制度に関する 補足説明資料



【証券コード4923】

現行の株主優待制度(1)

当社では、毎年3月末日現在の株主名簿に所有株式数が100株以上(1単元以上)で記録された株主様を対象に、所有されている株式数に応じて株主優待品(当社製品)をお送りしております。

ご参考:ホームページ(株主還元)



現行の株主優待制度(2)

当社株式の継続保有期間が3年以下の株主様は、髪の状態やお悩み等に応じて2つのコースから1つをご選択いただけます。 なお、対象となる株主様へお渡しする当社製品を金額に換算いたしますと、以下のとおりとなります。

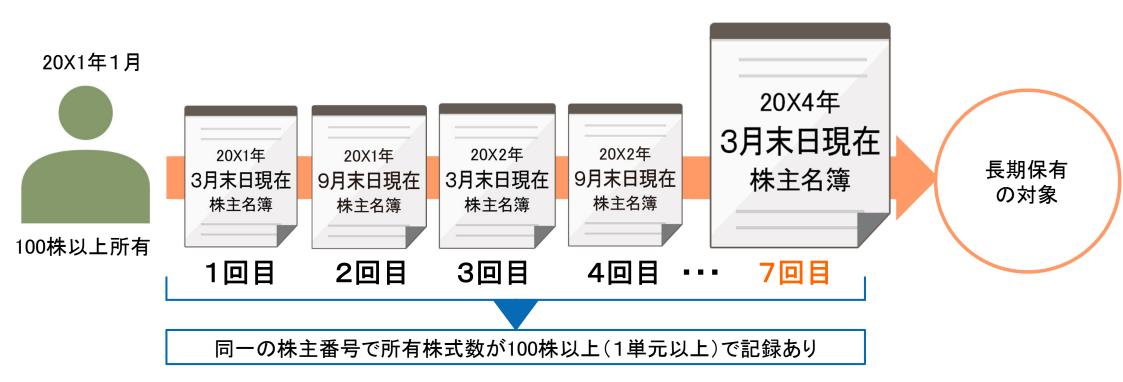


優待ランク 所有株式数	内容
A 100株~	5,000円 相当の当社製品
B 500株~	8,000円 相当の当社製品
C 1,000株~	12,000円 相当の当社製品
D 2,000株~	15,000円 相当の当社製品
E 3,000株~	19,000円 相当の当社製品

(プライム・4923) COTA **コタ**株式会社 2

現行の株主優待制度(3)-1 長期保有優遇制度①

当社では、毎年3月末日現在の株主名簿に記録された株主様のうち、継続保有期間が3年超(3月末日現在及び9月末日 現在の株主名簿に連続して7回以上記録されていること)、かつ同期間において同一の株主番号で所有株式数が100株 以上(1単元以上)の株主様を「長期保有」と定義した長期保有優遇制度を導入しております。



現行の株主優待制度(3)-2 長期保有優遇制度②

長期保有優遇制度の対象となる株主様は、長期保有優遇制度対象者限定のコースを含めた4つのコースから1つをご選択いただけます。なお、対象となる株主様へお渡しする当社製品を金額に換算いたしますと、以下のとおりとなります。





長期保有優遇制度対象者限定コース





「長期保有」の株主様の場合		
優待ランク	所有株式数	内容
A	100株~	5,000~8,000円 相当の当社製品
B	500株~	8,000~12,000円 相当の当社製品
(c)	1,000株~	12,000~15,000円 相当の当社製品
(D)	2,000株~	15,000~19,000円 相当の当社製品
E	3,000株~	19,000~24,000円 相当の当社製品

株主優待制度の変更・拡充の概要

株主様と価値観を共有しながら、持続可能な株主優待制度を目指すために、<u>2025年10月1日より</u>現行制度の一部を<u>変更・</u> <u>拡充</u>いたします。

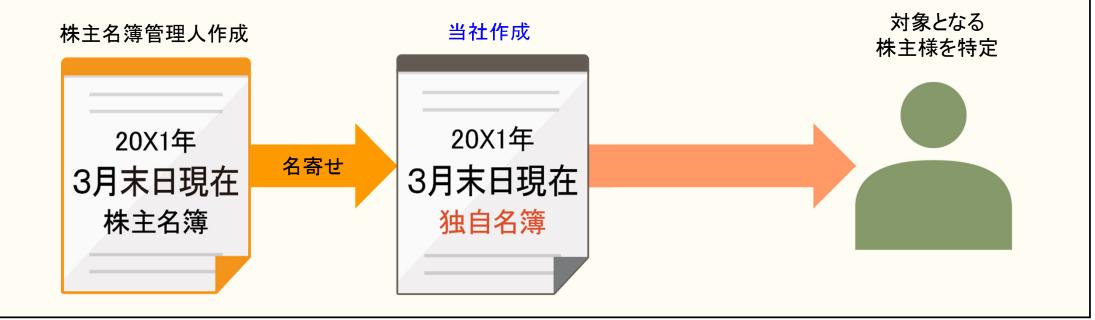
- 1. 株主優待品を受け取る権利を有する株主様の要件の変更
- 2. 株主優待に関する権利の停止制度の変更
- 3. 長期保有優遇制度の拡充

1. 株主優待品を受け取る権利を有する株主様の要件の変更(1)

2026年3月末日の基準日以降につきましては、以下の要件①及び要件②(7ページ)の両方を満たされた株主様を対象に、 所有されている株式数に応じた株主優待品をお送りいたします。

■要件①: 当社独自の株主名簿(以下、独自名簿という。)に記録された株主様であること。

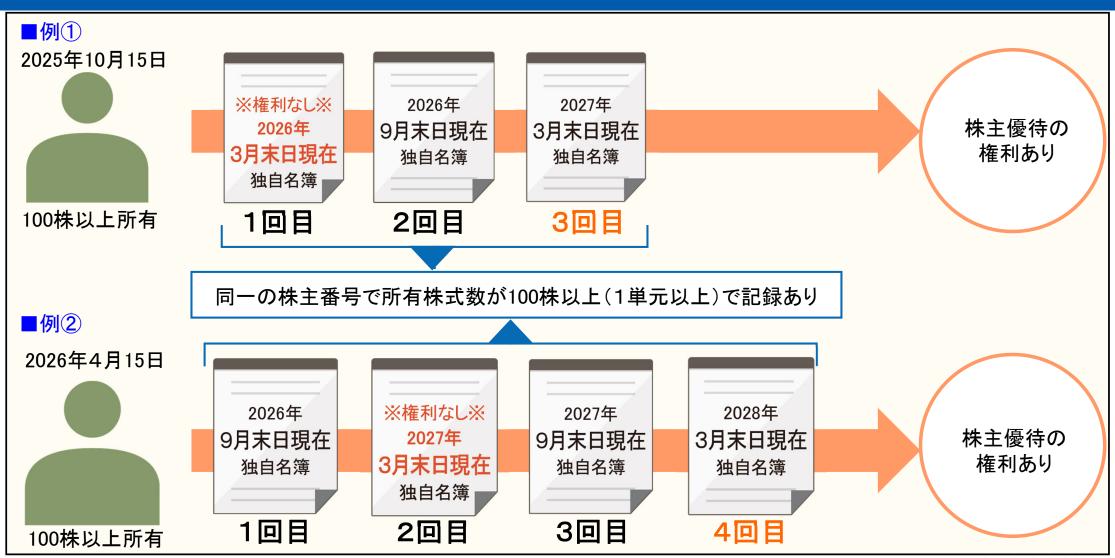
独自名簿とは、株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行㈱)より提供を受けた株主名簿の情報をベースに、複数の同氏名 または同名称(法人及び団体等)、かつ同住所または異なる住所であっても同一とみなされる株主情報を当社で統合 (名寄せ)した名簿です。なお、本要件は保有名義を意図的に分散し、株主優待品を不正に複数取得される株主様への 対応策として設定いたしました。



1. 株主優待品を受け取る権利を有する株主様の要件の変更(2)-1

■要件②:継続保有期間が1年超で、かつ同一の株主番号で所有株式数が100株以上(1単元以上)であること。 継続保有期間が1年超とは、3月末日現在及び9月末日現在の独自名簿に連続して3回以上記録されることです。 20X1年1月 20X1年 20X1年 20X2年 3月末日現在 3月末日現在 9月末日現在 株主優待の 権利あり 独自名簿 独自名簿 独自名簿 100株以上所有 1回目 2回目 3回目 同一の株主番号で所有株式数が100株以上(1単元以上)で記録あり

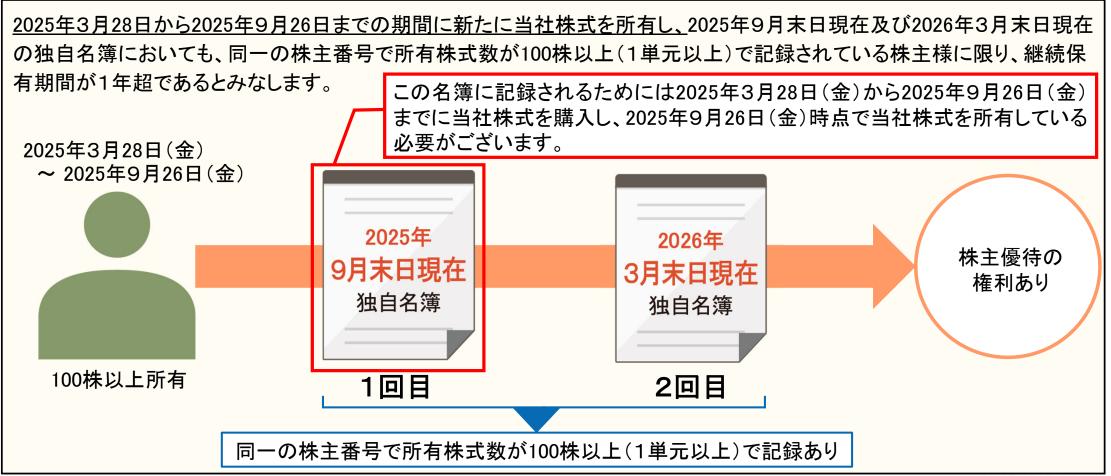
1. 株主優待品を受け取る権利を有する株主様の要件の変更 (2) - 2



1. 株主優待品を受け取る権利を有する株主様の要件の変更(3)

< 要件②に関する特例措置 >

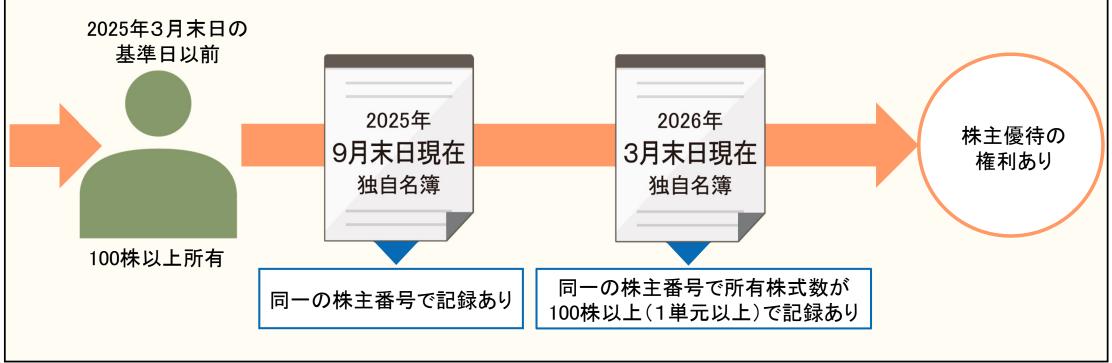
特例措置の対象:2025年9月末日現在の独自名簿に記録された株主様



1. 株主優待品を受け取る権利を有する株主様の要件の変更(4)

2025年3月末日の基準日以前より当社株式を継続保有されている株主様 (当社が株主優待品の転売を確認した株主様は除く)

要件①の情報に基づき、例年どおり2026年3月末日を基準日とする株主優待品をお受け取りいただけます。ただし、2025年9月末日現在の独自名簿において同一の株主番号で記録され、かつ2026年3月末日現在の独自名簿においても、同一の株主番号で所有株式数が100株以上(1単元以上)で記録されていることが前提となります。



1. 株主優待品を受け取る権利を有する株主様の要件の変更(5)

~ ご注意 ~

株主番号が変更されると、過去に記録された回数を引き継ぐことはできません。

下記の事項に該当する場合は、株主番号が変更となり株主優待品を受け取れなくなる可能性がございますのでご注意ください。

また、当社では数万人にも及ぶ株主様の個別事情を社内で把握し、管理・対応することは困難なため、基準日に株主名簿管理人より提供される株主名簿をベースに作成した独自名簿により株主様の状況を把握し、株主優待業務を行わせていただいております。従いまして、保有期間の確認につきましても、独自名簿に記録されている株主番号に基づき行わせていただきます。なお、株主番号の変更の有無については、株式をお預けの証券会社にお問い合わせください。

【 株主名簿に記録されている株主番号が変更となる可能性のある事例 】

- ・婚姻や転居により、株主名簿に記録の氏名・かな・住所が変更となった場合
- ・株主の親権者及び後見人等の法定代理人、常任代理人の変更・解除があった場合
- ・証券会社の貸株サービスをご利用されている場合※
- 保有株式を全て売却し、権利付最終日までに同じ銘柄の株式を買い戻した場合。
- お預けの証券会社で保有株式を全て売却し、別の証券会社で同じ銘柄の株式を購入した場合

- ・相続等により株式の名義人が変更となった場合
- ・株式をお預けの証券会社を変更した場合

- ※貸株サービスをご利用された場合、株式の所有権が貸出先に移転するため株式の名義が変更となります。なお、貸株をご本人の名義に戻した時点で新たに 株主番号が割り当てられる可能性があります。
- (注)上記ケースは一般的な事例です。株式をお預けの証券会社の仕組みによって異なり、上記以外のケースにおいて株主番号や保有期間が変わらないことを 保証するものではありません。
- (注)株主管理は(株)証券保管振替機構により集中管理され、株主名簿の振分・統合の元となるデータ作成が行われております。

2. 株主優待に関する権利の停止制度の変更(1)

当社では、インターネット等による当社製品の販売を「非正規販売」として位置づけており、これを放置しては結果として製品のブランド価値の低下を招くとともに、お取引先美容室の業績及び消費者の皆様にも悪影響を与えることから、「非正規販売」を完全否定するための対策を進めております。また、株主優待においても「非正規販売」に対する当社の考え方へのさらなる理解促進と共有を目的に、「株主優待に関する権利の停止制度」を導入しております。

【非正規販売に対する考え方】

- ・非正規販売とは、当社のお取引先美容室を経由しないインターネットや小売店等での当社製品の販売のことです。
- ・「美容室専売品」である当社のシャンプーやトリートメント、整髪料等は、<u>美容室でのカウンセリングを通じた対面による店舗販売を原則とする製品</u>です。当社が非正規販売を放置すればお取引先美容室の店舗販売に対するモチベーションが低下し、その結果、美容室で当社製品が売れなくなり、当社の業績に多大な影響を与えることに繋がると判断しております。
- ・特にインターネット上では当社製品の偽造品が販売されるという問題まで発生しており、製品の品質や安全性、ブランド イメージを損なう重要な課題であると認識しております。
- ・非正規販売対策が当社の着実な成長の一因にもなっており、株主優待を含む株主様への充実した還元も可能に なっていると認識しております。

2. 株主優待に関する権利の停止制度の変更(2)

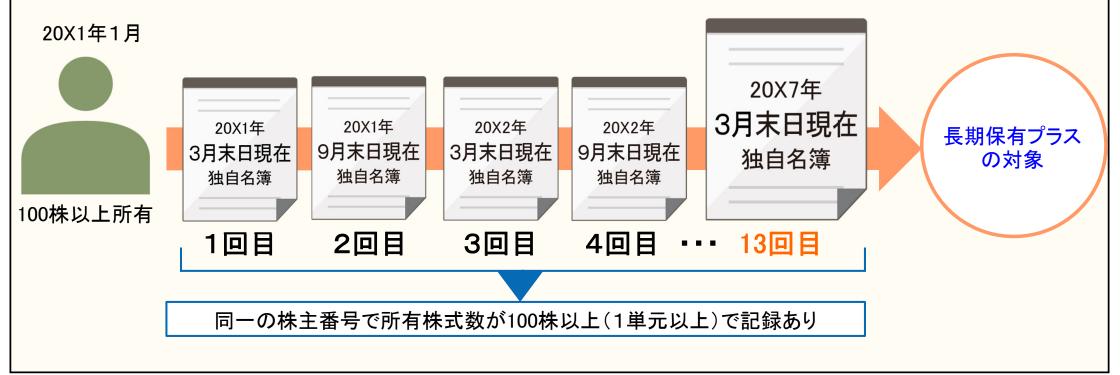
株主様<u>(ご家族又は贈答を受けた者も含む)</u>が行った株主優待品及びその権利に関する情報(株主優待のカタログ、返信用ハガキ等)の転売を当社が確認した場合、当該株主様の株主優待に関する<u>全ての権利を停止する期間を「翌年のみ」から「翌年以降の3年間」</u>に変更いたします。



(プライム・4923) COTA **コタ**株式会社 **13**

3. 長期保有優遇制度の拡充(1)

2026年3月末日の基準日以降につきましては、「長期保有」の対象となる株主様を特定する名簿を独自名簿に変更したうえで現行制度(3~4ページ)を継続させつつ、新たに2026年3月末日の基準日以降の独自名簿に記録された株主様のうち、 継続保有期間が6年超(3月末日現在及び9月末日現在の独自名簿に連続して13回以上記録されていること)、かつ同期間において同一の株主番号で所有株式数が100株以上(1単元以上)の株主様を対象とする「長期保有プラス」を追加した長期保有優遇制度に拡充いたします。



3. 長期保有優遇制度の拡充(2)

「長期保有プラス」の株主様は、「長期保有」の株主様と同様に4つのコースから1つをご選択いただけますが、「長期保有」 (4ページ)と比べセット内容がボリュームアップしております。なお、お渡しする当社製品を金額に換算いたしますと、以下のとおりとなります。





長期保有優遇制度対象者限定コース





「長期保有プラス」の株主様の場合 優待ランク 所有株式数 内容 100株~ 8.000~12.000円 相当の当社製品 В 500株~ 12,000~15,000円 相当の当社製品 15,000~19,000円 相当の当社製品 19,000~24,000円 相当の当社製品 24,000~30,000円 相当の当社製品

(ご参考)株主優待制度のQ&A(1)

	質問	回答。
1	独自の株主名簿とは何か。	独自名簿とは、株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行㈱)より提供を受けた株主名簿の情報をベースに、複数の同氏名または同名称(法人及び団体等)、かつ同住所または異なる住所であっても同一とみなされる株主情報を当社で統合(名寄せ)した名簿です。なお、当社の株主優待制度の趣旨に反する悪質な手段による株主優待品の不正取得及び転売等が判明した場合は、法的措置等の対応を取る可能性がございます。
2	以前から株主で2025年3 月末日を基準日とする株 主優待品を受け取ったが、 新制度の影響はあるのか。	特に影響はございませんのでご安心ください。そのまま継続保有していただければ、来年の株主優待品もこれまでどおりお受け取りいただけます。ただし、2025年9月末日現在の独自名簿において同一の株主番号で記録され、かつ2026年3月末日現在の独自名簿においても、同一の株主番号で所有株式数が100株以上(1単元以上)で記録されていることが前提となります。
3	2025年10月1日から新制 度に変わるということだが、 2025年9月末までに株式 を所有すれば2026年3月 末日を基準日とする株主 優待品はもらえるのか。	要件②に関する特例措置(9ページ)が適用されますので、2025年9月26日までに株式を所有すればお受け取りいただけます。

(ご参考)株主優待制度のQ&A(2)

	質問	DATE OF THE PROPERTY OF THE P
4	2025年10月以降に株式を 所有したが、株主優待品 はもらえるのか。	新制度が適用されますので、2026年3月末日を基準日とする株主優待品を受け取ることはできませんが、そのまま継続保有していただければ、最短で2027年3月末日を基準日とする株主優待品をお受け取りいただけます。
5	私(株主)が知らないとこ ろで、贈答者が勝手に転 売していた。それでも権利 は停止するのか。	株主様のご意思のもとで行われたとみなしますので、翌年以降(3年間)の株主優待に関する全ての権利を停止いたします。当社の株主優待制度は、株主様お一人お一人の善意によって支えられております。本制度の趣旨をご理解いただくとともに、贈答先につきましてもご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。
6	株主優待に関する権利が 停止した場合、一度、全て の株式を売却したうえで 再購入すれば、権利は復 活するのか。	さまざまな方法で転売された株主様を特定いたしますので、2025年10月1日以降に当社が 転売を確認した株主様につきましては、翌年以降(3年間)の権利発生日までに当社の株 式を再度所有された場合でも、株主優待に関する権利は復活いたしません。
7	株主優待に関する権利の 停止は、株主平等の原則 に反しないのか。	反しません。株主総会決議が必要となる配当といった法的な制度とは考え方が異なり、株主優待制度は会社側で設計できる任意制度であることから、制限を設けた株主優待制度といたしました。当該制度は全ての株主様が対象となることに加え、そのなかで当社の事業活動に著しい影響を与える「非正規販売」に抵触された株主様の権利のみを停止するものです。

(ご参考)株主優待制度のQ&A(3)

	質問	·····································
8	長期保有優遇制度に該当 するか否かの基準を知り たい。	継続保有期間が3年超(3月末日現在及び9月末日現在の独自名簿に連続して7回以上記録されていること)または6年超(3月末日現在及び9月末日現在の独自名簿に連続して13回以上記録されていること)、かつ同期間において同一の株主番号で所有株式数が100株以上(1単元以上)を所有していることが基準となります。なお、100株未満で記録された場合は、過去に記録された回数はリセットされますのでご注意ください。
9	株式を長期(3年超)にわたり100株以上所有しているが、期間中に所有株式数が変動している場合は、いくら相当の株主優待品をもらえることになるのか。	お受け取りいただける株主優待品につきましては、毎年3月末日現在の所有株式数で決定いたします。なお、詳細につきましては4ページ及び15ページをご参照ください。

本資料に関するお問い合わせ先

コタ株式会社 広報・IR部 〒613-0036 京都府久世郡久御山町田井新荒見77 E-mail: ir@cota.co.jp TEL:0774-44-4923 FAX:0774-44-1590